

2018年（平成30年）1月9日

電子記録債権利用契約をご締結いただいているお客さま  
および お申込みをご検討いただいているお客さま

日本電子債権機構株式会社  
株式会社三菱東京UFJ銀行

### 三菱東京UFJ銀行の行名変更のお知らせ

いつも電手決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、ありがたく御礼申し上げます。

さて、三菱東京UFJ銀行（以下「当行」といいます。）は、来たる2018年（平成30年）4月1日（以下「変更日」といいます。）をもって、行名を三菱UFJ銀行に変更いたします。

行名変更に伴う、電子記録債権利用契約・申込書類の取扱いについて、また、三菱東京UFJ銀行の名義で記録されている電子記録債権の取扱いについて、下記のとおり、お知らせいたします。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 行名変更

変更日をもって、三菱東京UFJ銀行は、行名を下記のとおり変更いたします。

（変更前） 株式会社 三菱東京UFJ銀行 （以下「旧行名」といいます。）

（変更後） 株式会社 三菱UFJ銀行 （以下「新行名」といいます。）

#### 2. 電子記録債権利用契約・申込書類の取扱いについて

##### (1) 締結済あるいは提出済の契約書・申込書類について

- イ)旧行名で締結済あるいは提出済の契約書・申込書類について変更手続は必要ございません。  
旧行名で契約、申込いただいた内容は引き続き有効に存続いたします。
- ロ)お客さまの利用者情報として登録されている決済口座もしくは手数料引落口座として、旧行名の口座を登録されていた場合には、変更日をもって自動的に新行名に変更いたします。あらためて、口座変更のお手続きをいただく必要はございません。

##### (2) 締結未済あるいは提出未済の契約書・申込書類について

変更日以降、契約書・申込書類は新行名に改訂しますが、既に旧行名が記載されている契約書・申込書類をお持ちのお客さまは、あらためて、新行名が記載された書類を取り寄せていただく必要はございません。お持ちの書類に、必要事項をご記入の上、所定の方法によりご提出ください。

### 3. 記録原簿に記録される行名について

- (1) 変更日以降に記録される電子記録に当行の行名が記録される場合（例えば発生記録や譲渡記録にお客さまが当行に開設された口座が記録される場合）、原則として新行名が記録されます。ただし、記録が行われる日の変更日以降であっても、当該電子記録の記録請求が行われた日の変更日より前である場合は、例外的に旧行名が記録されます。具体的には、記録請求が 2018 年（平成 30 年）3 月 28 日から 3 月 30 日までの間に行われた発生記録や譲渡記録は、実際に記録が行われる日の変更日以降であっても、旧行名が記録されます。
- (2) 変更日より前に当行の行名が記録された電子記録には旧行名が記録されていますが、これらの電子記録については、変更日以降も、新行名に変更する旨の変更記録は行わず、旧行名の記録が維持されます。また、旧行名での記録を含む電子記録債権を分割する場合、その分割記録には、分割日の変更日以降であっても、分割前の記録がそのまま引き継がれるため、旧行名が記録されます。

以上

※ご不明な点などございましたら、以下までご連絡、ご照会ください。

三菱東京 UFJ 銀行

**0120-103-172**（銀行営業日 9:00～19:00※）

電手・でんさいコールセンター

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は  
03-5730-1963（通話料有料）

※自動音声メッセージが流れますので、電手決済サービス「1」を押して下さい。

※16:00 以降の電手決済サービス事務手続きに関するご照会は、翌営業日のご回答となる場合がございます。恐れ入りますが、予めご了承ください。